第十六条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第八項第十一号を改め、同項を同条第十九項とし、同条第七項の次に十一項を加える改正規定のうち、同条第八項第四号中「所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「各事業年度に係る」を「各事業年度の」に改め、同項第七号中「を除く。」の下に「以下この号及び」を加え、「(以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。)」を削り、「(期限後欠損金額の場合」を「(当該通算前欠損金額として記載された金額がある場合」に改め、「当該期限後欠損金額の場合における」及び「当該適用対象事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合において、第二項各号に掲げる要件を満たすときは、百分の四十」を削り、同改正規定中同項に次の四号を加える。

八　第三号の通算法人の次に掲げる場合における同号の規定の適用については、同号イに掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、同号イに規定する合計額にそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。

イ　第二項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）において第一項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）

(1)　(2)に掲げる事業年度以外の事業年度　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

(i)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える場合（(iii)に掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五に、当該合算増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合を加算した割合

(ii)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四以下である場合（(iii)に掲げる場合を除く。）　百分の十・一四五から、百分の九・四から当該合算増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一七五を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合が百分の二未満であるときは、百分の二）

(iii)　当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である場合　百分の八・五

(2)　合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　次に掲げる割合を合計した割合

(i)　(1)(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iii)までに定める割合

(ii)　(i)に掲げる割合に控除割増率（当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

ロ　第五項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち次に掲げる事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合　百分の十二に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）

(1)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度並びに合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度を除く。）　当該合算増減試験研究費割合から百分の九・四を控除した割合に〇・三五を乗じて計算した割合

(2)　合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零を超える事業年度で合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度を除く。）　百分の十二に控除割増率（当該合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合

(3)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超え、かつ、合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。）　次に掲げる割合を合計した割合

(i)　(1)に定める割合

(ii)　(i)に掲げる割合に(2)に規定する控除割増率を乗じて計算した割合

(iii)　(2)に定める割合

九　第三号の通算法人の次に掲げる場合における同号及び第七号の規定の適用については、第三号ロに掲げる金額及び第七号に規定する百分の二十五に相当する金額は、これらの規定にかかわらず、第三号ロに掲げる金額及び第七号に規定する百分の二十五に相当する金額に、それぞれ次に定める金額を加算した金額とする。

イ　次に掲げる事業年度において第一項の規定の適用を受ける場合　第三号ハに掲げる金額又は第七号に規定する計算される法人税の額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（(1)及び(2)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(1)及び(2)に定める割合を合計した割合とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。）を乗じて計算した金額

(1)　第三項第一号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度終了の日に終了する事業年度）　百分の十五

(2)　第三項第二号に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度　当該事業年度の特例割合（合算試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）をいう。ロ(2)において同じ。）

(3)　第三項第三号に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同号に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち基準年度比合算売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える事業年度（(1)に掲げる事業年度を除く。）　百分の五

ロ　第六項に規定する各事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する各事業年度終了の日に終了する事業年度）のうち次に掲げる事業年度において第四項の規定の適用を受ける場合　第三号ハに掲げる金額又は第七号に規定する計算される法人税の額に次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合（(1)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(1)及び(3)に定める割合を合計した割合とし、(2)及び(3)に掲げる事業年度のいずれにも該当する事業年度にあつては(2)及び(3)に定める割合を合計した割合とする。）を乗じて計算した金額

(1)　合算増減試験研究費割合が百分の九・四を超える事業年度（当該通算法人及び他の通算法人の比較試験研究費の額を合計した金額が零である事業年度を除く。）　百分の十

(2)　合算試験研究費割合が百分の十を超える事業年度（(1)に掲げる事業年度を除く。）　当該超える事業年度の特例割合

(3)　基準年度比合算売上金額減少割合が百分の二以上であり、かつ、当該通算法人の適用対象事業年度及び他の通算法人の他の事業年度の試験研究費の額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の基準年度試験研究費の額の合計額を超える事業年度　百分の五